

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	計画相談支援給付費の不支給	
根 拠 法 令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	
根 拠 条 項	第34条の5第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
処 分 基 準	<p>(計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の5 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨</p> <p>(2) 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨</p> <p>(3) 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限</p> <p>3 前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)